

市・県民税

平成十五年中に所得のあった人は、市・県民税の申告が必要です。ただし次の人は除きます。

- ① 所得税の確定申告書を提出した人
- ② 年末調整を受けた給与所得以外の所得がない人
- ③ 収入が公的年金のみの人（社会保険料控除、生命保険料控除などを受ける場合は申告が必要です）

なお、平成十五年度中に所得がなかった場合でも、国民健康保険に加入している人は必ず申告してください。

（国民健康保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行います。保険料の減額対象者であっても、申告していないため減額が受けられない場合があります。）

また、申告していない場合は、所得証明など各種証明書の発行ができなくなりますのでご注意ください。

■ 問い合わせ先 市民税課
☎ 20-3124

申告と相談はこちらで

■ 所得税の確定申告

鳥取税務署（富安二丁目 89-4・☎ 22-2141）
税務相談室（同署内・☎ 23-8776）

申告書の提出は郵送でも受け付けます。また、休日などには専用のポストを設置していますのでご利用ください。なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は 3月 31日 までです。

■ 市・県民税の申告

市役所市民税課（本庁舎 2階・☎ 20-3124）
なお、混雑を避けるため、下表の 14 地区の会場でも申告を受け付けます。

出張申告の日程

対象地区	会場	受付日	時間
末 恒	鳥取いなば農協 末恒支店	2月 17日(火)	午前 9時～正午・午後 1時～4時
松 保	鳥取いなば農協 松保支店	2月 18日(水)	
大 和	鳥取いなば農協 大和支店	2月 19日(木)	
大 郷	鳥取いなば農協 大郷支店	2月 20日(金)	
神 戸	鳥取いなば農協 神戸支店	2月 23日(月)	
津ノ井	鳥取いなば農協 津ノ井支店	2月 24日(火)	
湖 山	湖山地区公民館	2月 25日(水)	
倉 田	鳥取いなば農協 倉田支店	2月 26日(木)	
豊 実	鳥取いなば農協 豊実支店	2月 27日(金)	
美 穂	鳥取いなば農協 美穂支店	3月 1日(月)	
吉 岡	鳥取いなば農協 吉岡支店	3月 2日(火)	
東 郷	鳥取いなば農協 東郷支店	3月 3日(水)	
米 里	鳥取いなば農協 米里支店	3月 4日(木)	
明 治	鳥取いなば農協 明治支店	3月 5日(金)	

所得税・市県民税控除額一覧表

	所得税	住民税	摘 要	
基礎控除	38万円	33万円		
配偶者控除	一 般	38万円	33万円	
	老 人	48万円	38万円	昭和 9.1.1 以前生まれ
	同居特別障害者	一 般	73万円	56万円
		老 人	83万円	61万円
配偶者特別控除	最高 38万円	最高 33万円	合計所得金額が 1千万円以下の人の配偶者	
扶 養 控 除	一 般	38万円	33万円	
	特 定	63万円	45万円	昭和 56.12.2 生～昭和 63.1.1 生まれ
	老 人	48万円	38万円	昭和 9.1.1 以前生まれ
	同居老親	58万円	45万円	同 上
	同居特別障害者	一 般	73万円	56万円
特 定		98万円	68万円	昭和 56.12.2 生～昭和 63.1.1 生まれ
老 人		83万円	61万円	昭和 9.1.1 以前生まれ
同居老親	93万円	68万円	同 上	
老年者控除	50万円	48万円	昭和 14.1.1 以前生まれ （総所得金額が 1千万円以下の人 合計所得金額が 65万円以下の人）	
勤労学生控除	27万円	26万円		
障害者 普 通 控 除 特 別	障害者 普 通	27万円	26万円	
	控 除 特 別	40万円	30万円	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝A Aの金額を基として計算した、次の①との②いずれが多い方の金額 A－（総所得金額等の合計額×10%） Aのうち災害関連支出の金額－5万円
寡婦（夫）控除	27万円	26万円		
特別寡婦控除	35万円	30万円		
雑 損 控 除	摘要参照			
医 療 費 控 除	摘要参照（最高 200万円）			
社会保険料控除	全 額		支払金（各種給付金控除後）から 10万円または総所得金額の 5%いずれか少ない額を引いた額	
小規模企業控除	全 額			
生命保険料控除	最高 5万円	最高 3万 5千円		
（個人年金分）	最高 5万円	最高 3万 5千円		
損害保険料控除	最高 1万 5千円	最高 1万円		
寄 附 金 控 除	限度額有	共同募金会 十 日赤支部 十 県 市		

※なお、今後の税制改正により税率・控除額などが変わる場合があります。

- ⑧ 寄付金控除を受ける人は特定寄付金の明細書や領収書
- ⑨ 障害者や勤労学生を証明する書類 六十五歳以上の高齢者で知的障害者または身体障害者に準ずる者として認定を受けた人は、障害者控除の対象となります。詳しくは高齢社会課

⑩ 住宅取得等特別控除を新たに受ける人は▽登記簿の謄本や請負契約書、売買契約書などで取得年月日、床面積、請負代金等の分かる書類、またはその写し▽住民票の写し▽借入金金の年末残高証明書▽増改築、大規模修繕などは建築確認通知書の写しまたは増改築等工事証明書